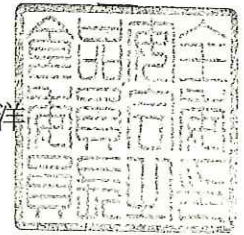




府食第69号
平成28年2月9日

農林水産大臣
森山 裕 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価について（回答）

平成28年1月14日付け27消安第4962号により貴省から当委員会に対し意見を求められたイノシシを原料とするたん白質の飼料としての利用については、以下に示す理由から、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

記

今回意見を求められた、イノシシを原料とするたん白質の飼料としての利用については、以下に示す理由から、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられる。なお、その他食品安全の観点から動物由来感染症の管理を適切に行うことが必要である。また、被弾による鉛の混入防止及び放射性物質による汚染防止についても適切な管理措置を講じられたい。

1. 今回の見直しは、イノシシを豚と同等に豚、鶏、養殖水産動物等を対象とする飼料の原料として利用することについて、新たに認めるものである。
2. イノシシと豚は、共にイノシシ科イノシシ属イノシシ種に属し、これまでイノシシにおけるプリオン病の存在は報告されていない。また、「豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価」（平成16年6月24日付け府食第696号）において、豚及び家きんが自然状態においてBSEに感染し、BSEを伝達するという科学的根拠はないと評価している。さらに、牛肉骨粉等の養魚用飼料利用に係る「食品健康影響評価について（回答）」（平成26年10月7日付け府食第771号）において、魚においてBSEプリオンが増幅し伝達したことを示す科学的知見は確認されていないと評価している。
3. イノシシ由来たん白質を飼料として製造する場合は、自然状態でプリオン病の存在が確認されている動物に由来する血液その他のたん白質の混入を防止するための管理措置が実施される。なお、原料の収集時における輸送容器については、専用の容器が用いられるよう、今後、リスク管理機関が適切な管理措置を講じられたい。